

コロナ禍における市イベント事業の開催の目安

国及び県の示す基準に基づき、市が開催するイベント等について、以下のとおり基準を定めます。

※ 「市が開催するイベント」は、市が事務局となっている団体の主催事業も含まれます。

また、市民団体等が実施する事業に市が補助を行う場合も、この目安を準用します。

※ この目安に定めることのほか、国及び県の示す基準を遵守してください。

区分	イベントの形態	開催の方向性
【カテゴリー1】 全市民イベント (自由参加型)	以下にあてはまるイベント ・参加者100人以上 ・入場を制限できない ・会場内の移動を制限できない ・参加者を名簿等で把握できない	原則、開催不可 ※イベント以外の方法で目的を達成すること。 例1) 町内会ごとの開催に変更(補助金形式) 例2) 講演会を動画配信により実施
【カテゴリー2】 全市民イベント (参加制限型)	以下にあてはまるイベント ・参加者100人以上 ・入場を制限可能 ・会場内の移動を制限可能 ※座席、区域の指定等 ・参加者を名簿等で把握可能 ※座席の位置等も把握	一定の条件のもと、開催可能 ※イベント以外の方法への変更も検討すること。 ・人と人との間隔を1m以上保つこと。 ※入場制限や座席指定により確実に間隔をあける。 ※会場内だけではなく、受付やロビー等においても密にならない対策をとること。 ・名簿等により当日の参加者を把握すること。 ・歓声、声援が想定されるイベントの場合、収容率は50%以内とすること。 ・その他、国の示す感染症対策を実施すること。 ※ 別添の国通知等を参考
【カテゴリー3】 小規模イベント	以下にあてはまるイベント ・参加者100人未満 ・参加者を名簿等で把握可能	